

新旧対照表（建築分野）

ページ (新版)	項目	旧（2019年10月版）	新（2023年4月版）	理由
16	図3-1-2 建築建設費構成図	品質管理会議に要する費用（※1）	品質管理会議・安全パトロールに要する費用（※1）	安全パトロールの追加
19	補足事項：共通仮設費の算定について	2. 仮設建物費 積上げ計算する内容： 監理事務所（敷地外）、現場事務所（敷地外）、宿舍（日本人・被援助国人または第三人技術者用）に要する費用	2. 仮設建物費 積上げ計算する内容： 宿舍（日本人・被援助国人または第三人技術者用）に要する費用	削除
22～70	目次 1か所 P22 3か所 P25 1か所 P69 2か所 P70 1か所	品質管理会議	品質管理会議・安全パトロール	安全パトロールの追加
	表3-3 現場管理費の内容	18. 品質管理会議に要する費用 品質管理会議に本邦から参加する従業員の人件費、海外渡航費、海外滞在費	18. 品質管理会議・安全パトロールに要する費用 品質管理会議・安全パトロール(※)に本邦から参加する従業員の人件費、海外渡航費、海外滞在費 ※無償資金協力事業における施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール実施要領に基づき、以下「安全パトロール」とする。	安全パトロールの追加
23および83	補足事項：安全パトロールについて	(記載なし)	補足事項：安全パトロールについて JICAは、ODAによる公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、「ODA建設工事安全管理ガイドンス」を策定している。このガイドンスの冒頭には「『安全文化』を定着・浸透させ、自律的に労働安全対策が組織内で積極的に推進される仕組みの構築を図るとともに、安全意識を高める努力を行う必要がある」とある。施工会社が主体的に労働安全の啓発を図るための手段として、「施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール」実施要領に基づき、コンサルタント及び施工会社(店社)が安全担当職員を派遣し、現場の実施状況確認や安全セミナー開催などをおこなうこととしている。 実施要領 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq000050ovv-att/23.pdf なお、本パトロールの派遣回数、派遣員構成、派遣日数等は必要に応じて鑑みて効率的に行うこととし、品質管理会議が実施されることが既定の案件では品質管理会議の実施に合わせて実施すること。	安全パトロールの追加
28	4-1-2 数値単位・計算基準	2) 通貨の円換算 現地通貨、基軸通貨の日本円への換算は「事業費総括表」（様式は第6章による）の中でのみ行い、計算過程（見積書、単価表、代価表、内訳書等の中）では行わない。ただし、間接工事費と一般管理費等は除く。	2) 通貨の円換算 現地通貨、基軸通貨の日本円への換算は「事業費総括表」（様式は第6章による）の中でのみ行い、計算過程（見積書、単価表、代価表、内訳書等の中）では行わない。ただし、間接工事費の率計上額及び一般管理費等額算定において、率算定の対象額算出のために計算過程で円換算してよい。間接工事費の率計上額及び一般管理費等額は、この円換算した対象額に率を乗じた円貨表示1本としてよい。	説明追加
28	4-1-3 積算方法・条件等	各作業単位ごとに 規程	作業単位ごとに 規定 他 P35にも類似修正あり	語句修正
31	4-1-3 積算方法・条件等	(5) 価格の変動 2) 算定方法 【ローカルポーション】及び【外国調達ポーション】 ①CPI等が設定している対象国の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。 【ローカルポーション】 ③CPI、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。（物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。）	5) 価格の変動 2) 算定方法 【ローカルポーション】及び【外国調達ポーション】 ①CPI等が設定している対象国の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。（積算時点で公表されている最新データを用いることを原則とする。） 【ローカルポーション】 ③CPI、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。（物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。） ※算出にあたっては、各年複利方式を用いる。単利方式や単純な足し算は用いないこととする。	説明追加
31および34	建築は2か所 4-1-3 積算方法・条件等 4-2-1 建築工事費、設備工事費、その他工事費等	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について (内容省略)： 全文箇条書きにしてわかりやすくする。 以下の部分のみ一部追記あり（新の⑥の箇所）。 なお、見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼する。	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について 各種機材価格、経費、据付工事費等の見積は以下のとおりとする。 1) 見積依頼(徴収) ①原則として、見積は3者(社)以上から徴収する。 ②見積依頼先の選定にあたっては、日本、第三国、現地にかかわらず、規模、実績、技術力、信用度等を総合的に調査・検討し、現実的に対応可能な信頼性のある機関、会社等を選定しなければならない。 ③機材価格、経費(各種料金等)、労務賃金等については、可能な限りそれぞれの取扱機関、会社等に直接依頼することが原則であり、専門業者等に安易に一括して依頼することは避けなければならない。 ④見積を依頼するにあたっては、見積対象の性能・機能・精度、品質・規格・形状・寸法、職種、仕様、図面および納入場所、所要数量、所要時期、使用期間等の見積依頼内容・条件等を明確に提示する。 ⑤見積価格(単価)の査定を容易にするため、見積価格(単価)の構成内訳をできるだけ詳細に記載(機材価格、各種料金、労務単価、輸送費、材工単価等の見積依頼事項ごとに、それぞれ包含される構成要素ごとの価格、諸経費、付加価値税等に分けて)させるよう、あらかじめ必要事項を十分検討・整理した見積書式を作成・提示する。 ⑥労務、資材、機械の基礎単価、材工単価の見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼するとともに、会社名、社判、担当者サイン、日付、全ページのインシヤルサインがあるか等を確認する。見積もりはオリジナルでなく、電子データの送付であってもよい。	箇条書きに変更 説明追加
		(上記続き)	2) 見積査定 ①見積価格(単価)を査定するにあたっては、見積依頼内容・条件等と各見積書の見積内容との整合性、適合性を精査し、見積書相互の相違点、類似点等を的確に把握したうえで、それぞれの見積書について、過去の見積査定資料、カタログ・参考文献、類似の価格(単価)・経費・工事費等との比較・照合を行う。 ②不明な点については見積提出者に説明を求めるとともに、包含される構成要素ごとの価格、諸経費等を十分精査・検討し、必要に応じ補正あるいは不要のもの(付加価値税等)を控除する等、見積価格(単価)を適正に査定する。 ③積算の過程で不適切とみなさざるを得ない見積書があった場合は、当該見積書提出者に修正を求めるとともに、見積依頼先を選定し直し、別途、見積を徴収する等の措置を講じ、再度、前述した精査、検討、補正、査定等を行う。 ④見積価格が適正なものと認められれば、査定最低価格(単価)をもって積算価格(単価)とする。	箇条書きに変更 説明追加
34	4-2-1 建築工事費、設備工事費、その他工事費等	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について なお、見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼する。	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について なお、労務、資材、機械の基礎単価、材工単価の見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼するとともに、会社名、社判、担当者サイン、日付、全ページのインシヤルサインがあるか等を確認する。見積もりはオリジナルでなく、電子データの送付であってもよい。	説明追加
33	4-1-3 積算方法・条件等	(8) 通貨交換レート 日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点より過去3ヶ月の平均レート（日本円から基軸通貨/現地通貨への交換には主要銀行TTSレート、現地通貨から基軸通貨/日本円への交換には主要銀行TTBレート）を使用する。現地通貨のレートが日本国内で入手できない場合は、現地の公的機関（中央銀行、財務省等）のTTBレートを入手し使用する。	(8) 通貨交換レート 日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点より過去3ヶ月の平均レート（日本円から基軸通貨/現地通貨への交換には主要銀行TTSレート、現地通貨から基軸通貨/日本円への交換には主要銀行TTBレート）を使用する。現地通貨のレートが日本国内で入手できない場合は、現地の公的機関（中央銀行、財務省等）のTTBレートを入手し使用する。 基軸通貨は小数第2位までの日本円表示とし3位以下は切り捨てる。現地通貨は、原則有効数字5桁までの日本円表示とし、6桁以下を切り捨てて求める。	説明追加
42	補足事項：材料歩掛について	適用した積算基準等において、材料費の算定方法が歩掛として労務費合計等に対する率によることとされている資・機材、雑材料等（型枠材等）で、現地労務単価と資・機材単価の金額比が日本国内と著しく異なり、実情にそぐわない場合は、別途、これら資・機材、雑材料等に係る費用を積上げにより算定することができるものとする。	*適用した積算基準等において、材料費の算定方法が歩掛として労務費合計等に対する率によることとされている資・機材、雑材料等（型枠材等）で、現地労務単価と資・機材単価の金額比が日本国内と著しく異なり、実情にそぐわない場合は、別途、これら資・機材、雑材料等に係る費用を積上げにより算定することができるものとする。 **トレミー管を用いて打設する場所打ち杭コンクリートのように、打設初期コンクリート部分に相当する杭頭部は廃棄する等、特別な仕様のコンクリート（練り上がり）の数量割増率については、適用した積算基準が指定する割増率を準用することを妨げるものではない。	説明追加

51	4-2-2 技能工派遣費	(1) 技能工派遣の原則 派遣にあたっては、作業内容、難易度等を総合的に勘案・検討のうえ、当該職種の所要人員全員の派遣が必要か、その一部の派遣で対応可能かを適切に判断しなければならない。	(1) 技能工派遣の原則 派遣にあたっては、作業内容、難易度等を総合的に勘案・検討のうえ、当該職種の所要人員全員の派遣が必要か、その一部の派遣で対応可能かを適切に判断しなければならない。 また、技能工を技術指導として派遣する場合は、技術習得期間のみを原則とし、特に長期間必要な場合は、別途検討する。	説明追加
59	4-2-4 輸送梱包費	(4) 輸送梱包費の算定 6) 海上輸送費 (注) 現地調達資・機材について、被援助国内で海上輸送を必要とする場合(資・機材価格に含まれない場合に限る)についても、本項に準じて、現地サイトまでの搬入を含む現地輸送業者からの見積もりを徴集することにより、海上輸送費を計上することができる。ただし、この場合は、原則として、海上輸送費としては計上せず、海上輸送を含む現地サイトまでの搬入費の見積もりを現地輸送業者から徴集する。	(4) 輸送梱包費の算定 6) 海上輸送費 (注) 現地調達資・機材について、被援助国内で海上輸送を必要とする場合(資・機材価格に含まれない場合に限る)についても、本項に準じて、現地サイトまでの搬入を含む現地輸送業者からの見積もりを徴集することにより、海上輸送費を計上することができる。ただし、この場合は、原則として、海上輸送費としては計上せず、海上輸送を含む現地サイトまでの搬入費の見積もりを現地輸送業者から徴集する。	説明追加
64	補足事項:	(記載なし)	4. 総合仮設計画の策定について 総合仮設計画を作成し、仮囲い、ゲート、構内道路、クレーン、仮設事務所、材料置き場、加工場、仮設トイレ等を記載し、数量算出に使用する。	説明追加
69	4-4-3 管理用車両費	管理用車両は、工区割(作業基地数)、サイトの分散状況、工事工程、業務内容、現地の交通事情・道路状況、調達事情、経済性等を総合的に勘案し、調達方法を4-2-4(3)3)~6)項に準じ選定・整理するとともに、車両種別(乗用車、ワゴン車、四輪駆動車等)、仕様、所要台数、供用日数(拘束期間)、運転(稼働)日数、運転日あたり運転時間等を適切に設定したうえで、車両損料、賃貸料、運転経費等、必要とする費用を、4-2-4(3)項および関係各項目に準じ適正に算定する。	管理用車両は、工区割(作業基地数)、サイトの分散状況、工事工程、業務内容、現地の交通事情・道路状況、調達事情、経済性等を総合的に勘案し、調達方法を4-2-4(3)3)~6)項に準じ選定・整理するとともに、車両種別(乗用車、ワゴン車、四輪駆動車等)、仕様、所要台数、供用日数(拘束期間)、運転(稼働)日数、運転日あたり運転時間、乗車人数(運転者を含み4人)等を適切に設定したうえで、車両損料、賃貸料、運転経費等、必要とする費用を、4-2-4(3)項および関係各項目に準じ適正に算定する。	説明追加
69	4-4-5 工事安全専任技術者にかかる費用	安全に配慮することが特に必要な案件については、工事安全管理を専門に行う日本人技術者の人件費、海外渡航費、海外滞在費等の必要な経費を現場管理費に対して積み上げで積算する。	安全に配慮することが特に必要な案件については、工事安全管理を専門に行う日本人技術者の人件費、海外渡航費、海外滞在費等の必要な経費を現場管理費に対して積み上げで積算する。なお、建物階高20m以上の場合に適用し、必要な期間について計上する。	説明追加
75	5-2-1 直接人件費(日本人技術者の賃金)	補足事項: 予備的経費適用案件に係る付加的投入について(建築案件については原則単価合意不要)	補足事項: 予備的経費適用案件に係る付加的投入について(建築案件については原則単価合意不要) 削除	削除
94	補足事項: 紛争地における報酬加算	(記載なし)	補足事項: 紛争地における報酬加算 2023年の閣議議決以降(2023年2月を含む)の案件で、以下の「(1)適用地域」で現地業務を行う案件に関し、報酬加算を行うことができる (1) 適用地域 コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインに記載の国・地域を対象とするが、現場の安全管理に対するインセンティブの付与の観点から、安全管理が必要な範囲に絞り込むこととする (2) 報酬の加算方法 紛争影響地域への滞在を目的とした渡航の人件費を対象とし、現地業務におけるコンサルタントの間接費の中で通常地域の一般管理費に10%を上限として報酬加算する	紛争地における報酬加算の追記